

八幡浜市共同募金配分金助成事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、市民の皆様から寄せられた善意の募金を共同募金運動の趣旨に沿い、住民福祉の向上の観点から寄付者の理解が得られるよう配分する事を目的として定める。

(助 成 金)

第2条 この要綱の助成額は予算の範囲内とし、原則として1事業50,000円以内とする。

(助成団体)

第3条 この助成を受けることのできる団体は、次の各号に該当する団体とする。

- 1) 八幡浜市内に活動拠点のある団体。
- 2) 住民の福祉向上のために活動する団体で、少なくとも1年以上の活動実績がある団体。
- 3) 1年以内に設立された団体でも、住民の福祉の向上に効果があると認められる事業を計画する団体。

(助成事業)

第4条 助成を受けることのできる事業は、住民福祉の向上に寄与し、募金をされた方に理解してもらえるもの。

- 1) ボランティアグループの先駆的、開発的、創造的事業
 - ・高齢者に対するボランティア活動
 - ・障害者・児に対するボランティア活動
 - ・児童を対象としたボランティア活動
 - ・子育て支援のためのボランティア活動
- 2) 福祉団体地域福祉事業
 - ・在宅福祉・地域福祉を推進する活動
- 3) 同じ事業で継続して助成を受けようとする場合は、継続を必要とする理由をあらかじめ提出して審査を受けなければならない。
- 2 次の各号に該当するものは、助成対象としない。
 - 1) 営利を目的として行っているとみなされる事業
 - 2) 政治、宗教等の運動のための手段として行う事業
 - 3) サークルや趣味の会が会員の親睦を目的として実施する事業
 - 4) 当該年度において、他から助成を受けている、又は今後受ける予定のある事業
 - 5) 公序良俗に反する事業

(助成対象としない経費)

第5条 次に掲げる経費は、助成対象としない。

- 1) 懇親を目的とした食料費
- 2) 人件費に類するもの
- 3) 慰安を目的とした研修旅行費

(助成対象期間)

第6条 この事業の対象期間は毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

(申請方法)

第7条 この事業を申請する団体は、所定の「助成申請書」に必要事項を記入し定められた期間内に提出しなければならない。また、事業の内容を補足する資料などがある場合は添付すること。

(配分金助成決定)

第8条 提出された申請書類は、支会に設置されている配分委員会で審査し、助成先を決定する。

(配分の明示)

第9条 助成を受けることが決定した団体は、団体の作成する資料にその事業が共同募金からの配分事業であることを明らかにすると共に、事業実施にあたっては、その旨を明示すること。

(事業報告)

第10条 助成を受けた団体は、事業終了後すみやかに所定の事業報告書に必要事項を記入し関係書類を添えて、支会に報告しなければならない。
報告のない場合は次年度以降受付けないこととする。

(不要金の処理)

第11条 決算の結果、当該事業に係る経費が助成金を下回った場合には、不要額として支会に返還しなければならない。

(その他)

第12条 その他、この要綱に記載されていない事項については、配分委員会の承認を得て、支会長が定める。

付 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 26 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。